

渋川市小中学校 P T A 連絡協議会会則

第 1 章 総則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、渋川市小中学校 P T A 連絡協議会と称し、事務局を渋川市教育委員会生涯学習課内に置く。

(構成)

第 2 条 本会は、渋川市内の小中学校 P T A をもって構成する。

(目的)

第 3 条 本会は、児童生徒の幸福な成長を図り、P T A の健全な発展を促進し、教育の振興を図ることを目的とする。

(活動)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 各単位 P T A の連携、共通する課題の解決
- (2) 望ましい教育的環境の醸成と、児童生徒の安全・福祉の増進
- (3) 学校・家庭・地域における教育の振興
- (4) 会員の資質向上のための研修
- (5) 関係機関、団体との連携・協調
- (6) その他、P T A の目的達成のため必要と認めた事項

(方針)

第 5 条 本会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、かつ営利を目的とする行為は行わない。

2 本会は、自主独立であって、他のいかなる団体の支配、統制を受けない。

3 本会は、各単位 P T A の自主性を尊重し、これらの活動に協力する。

第 2 章 機関

(役員及び理事)

第 6 条 本会に役員及び理事を置く。

2 役員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 1 名以上
- (4) 会計 1 名以上
- (5) 家庭教育委員長 1 名
- (6) 副家庭教育委員長 2 名

3 理事は、各単位 P T A の会長及び女性代表をもって充てる。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務全般を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の議事を記録し、整理保存する。
- (4) 会計は、総会で決議された予算に基づき、会計一切を処理する。
- (5) 家庭教育委員長及び副家庭教育委員長は、本会の庶務をつかさどる。

(役員選出)

第9条 役員は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 役員は、役員経験者、理事及び理事経験者の中から選出する。ただし、当該年度において各単位PTAの会員資格を有する者でなければならない。

(監査)

第10条 本会に監査を置く。

- 2 監査は、理事会において役員以外の理事から2名選出し、総会の承認を得るものとする。
- 3 監査は、会計経理等を年一回監査し、その結果を総会で報告する。
- 4 監査の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会に諮り会長が指名する。

第3章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、総会、理事会、役員会及び委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、役員、理事及び各学校長をもって構成し、本会の最高決議機関として、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告、決算の承認
 - (2) 事業計画、予算の決定
 - (3) 役員、監査の承認
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他重要な事項
- 2 総会は、年1回原則として5月に開催する。ただし、会長及び理事会が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会は、会長が招集し議長となる。

4 総会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の同意により決議される。

(理事会)

第14条 理事会は、役員、理事及び校長会の代表で構成し、総会の決議に基づいて会の運営に当たる。

2 理事会は、本会の運営に当たり、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会より付託された事項
- (3) その他必要と認めた事項

3 理事会は、必要に応じ会長が招集し議長となる。

(役員会)

第15条 役員会は、第6条第2項に定める役員で構成し、会務をつかさどる。

2 理事会において審議決定しなければならない事項について、理事会を招集する余裕がないと会長が認めた場合は、役員会で代決することができる。ただし、その決定については、直近の理事会で報告しなければならない。

3 役員会は、必要に応じ会長が招集し議長となる。

(委員会)

第16条 本会の事業を推進するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 家庭教育委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 事業委員会
- (4) 広報委員会

2 会務遂行のため、理事会の承認を経て特別委員会を置くことができる。

(家庭教育委員会)

第17条 家庭教育委員会は、各単位PTAの女性代表をもって構成し、総会で決議された事業の企画、運営を行う。

2 家庭教育委員会の役員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 家庭教育委員長 1名
- (2) 副家庭教育委員長 2名
- (3) 運営委員 若干名

3 前項の役員は、家庭教育委員会において互選する。

4 家庭教育委員会は、必要に応じ家庭教育委員長が招集し議長となる。

(総務・事業・広報委員会)

第18条 総務委員会、事業委員会及び広報委員会は、各単位PTAの会長をもって構成し、総会で決議された事業の企画、運営を行う。

2 各委員会の役員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

3 前項の役員は、各委員会において互選する。

4 各委員会は、必要に応じ各委員長が招集し議長となる。

(特別委員会)

第19条 特別委員会は、会長の委嘱を受けた者で構成し、必要な事業の企画、運営を行う。

2 特別委員会の役員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

3 前項の役員は、特別委員会において互選する。

4 特別委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

第4章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、各単位PTAの分担金、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第22条 本会の収支決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

第5章 改正

(会則の改正)

第23条 本会則の改正は、総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年5月12日から施行する。

この会則は、平成29年5月13日から施行する。

この会則は、令和元年5月18日から施行する。

(渋川市小中学校PTA連絡協議会規約の廃止)

渋川市小中学校PTA連絡協議会規約は、廃止する。